

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「自然の恵みを活かし、バイオ技術をベースに、人々に食の楽しさと健やかな暮らしを提供します。」というグループ企業理念の下、酒類事業や酵素医薬品事業等の分野において、発酵技術等を核とする「バイオテクノロジー」をベースとした事業を展開しております。その中で、お客様に「安心」「安全」をお届けすることを第一に考え、普遍の概念である「顧客志向」と「収益志向」を追求し、「将来価値の共創」を通じて、経営品質の向上、ひいてはグループ企業価値の最大化を図ることを経営の基本としております。この経営品質の向上及びグループ企業価値の最大化実現のために、当社及び当社グループ会社は、法令遵守等を通じた「良き企業市民」たることを経営の根幹とし、その上で透明性があり、かつ機動的・スピーディーな経営を実践していくことを、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
第一生命保険株式会社	3,061,000	4.87
株式会社みずほ銀行	2,443,209	3.89
オエノンホールディングス従業員持株会	2,352,949	3.75
株式会社南悠商社	1,884,146	3.00
株式会社北洋銀行	1,750,000	2.78
HSBC BANK PLC A/C MARATHON FUSION JAPAN PARTNERSHIP LP	1,680,000	2.67
HSBC BANK PLC CLIENTS NONTAX TREATY	1,640,000	2.61
CREDIT SUISSE (LUXEMBOURG) S.A. ON BEHALF OF CLIENTS	1,400,000	2.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,224,000	1.98
農林中央金庫	1,054,000	1.67

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、持株会社であり、連結子会社を有しておりますが、上場子会社は有しておりません。なお、連結子会社の内2社(合同酒精株式会社、福徳長酒類株式会社)は大会社に該当いたしますが、いずれも当社の完全子会社であり、上記コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方の下で、グループ全体の効率的なコーポレート・ガバナンスの確保・充実を目指し、その一翼を担っております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	その他の取締役
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			
尾崎行正	弁護士														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
尾崎行正	○	—	<p>(選任理由) 弁護士としての企業法務に関する高度な専門知識と豊富な経験に基づき、当社経営陣から独立した客観的・中立的な立場で、取締役会における意思決定の適正性・妥当性を確保するために有効な助言・指摘を行っていただくことを期待し、選任しております。</p> <p>(独立役員に指定している理由) 同氏と当社間において、独立役員指定に係る東京証券取引所規則所定の項目の様な特別な関係・属性は認められず、一般株主と利益相反が生じる恐れのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を独立役員として指定しております。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する

なし

任意の委員会の有無

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人(新日本有限責任監査法人)とは、必要に応じて会合を開催し、情報交換等を実施し、常に連携を保っております。監査室は、グループ各社への内部監査実施毎の監査役への監査報告書の提出、監査役の依頼に基づく内部監査の実施、必要に応じた会合の開催等を通じて監査役と常に連携を保っております。

社外監査役員の選任状況	選任している
社外監査役員数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
飯田 剛史	他の会社の出身者														
小川 一夫	公認会計士														
藺田 俊和	税理士														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
飯田 剛史	○	合同酒精株式会社 社外監査役 福德長酒類株式会社 社外監査役	(選任理由) 平成21年3月に当社社外監査役に就任して以来、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験及び企業経営を統治する十分な見識に基づき意見を述べるなど、当社経営陣から独立した客観的・中立的な立場で、取締役会に対して適切な牽制機能を果たしていることから、選任しております。 (独立役員に指定している理由) 同氏と当社間において、独立役員指定に係る東京証券取引所規則所定の項目の様な特別な関係・属性は認められず、一般株主と利益

			相反が生じる恐れのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を独立役員として指定しております。
小川 一夫	○	<p>合同酒精株式会社 社外監査役 福德長酒類株式会社 社外監査役 東和フードサービス株式会社 社外取締役 株式会社松岡 監査役</p> <p>小川一夫氏は、当社グループと取引実績のある東和フードサービス株式会社の社外取締役ですが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。</p>	<p>(選任理由) 平成23年3月に当社社外監査役に就任して以来、公認会計士としての財務及び会計に関する高度な専門知識と豊富な経験に基づき意見を述べるなど、当社経営陣から独立した客観的・中立的な立場で、取締役会に対して適切な牽制機能を果たしていることから、選任しております。</p> <p>(独立役員に指定している理由) 同氏と当社間において、独立役員指定に係る東京証券取引所規則所定の項目の様な特別な関係・属性は認められず、一般株主と利益相反が生じる恐れのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を独立役員として指定しております。</p>
藺田 俊和	○	<p>合同酒精株式会社 社外監査役</p>	<p>(選任理由) 平成23年3月に当社社外監査役に就任して以来、長年の行政分野における経験に加え、税理士としての財務及び会計に関する高度な専門知識と豊富な経験に基づき、当社経営陣から独立した客観的・中立的な立場で意見を述べるなど、取締役会に対して適切な牽制機能を果たしていることから、選任しております。</p> <p>(独立役員に指定した理由) 同氏と当社間において、独立役員指定に係る東京証券取引所規則所定の項目の様な特別な関係・属性は認められず、一般株主と利益相反が生じる恐れのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を独立役員として指定しております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
その他独立役員に関する事項	

当社は、社外取締役1名と社外監査役3名の計4名全員を独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	

当社は、安定的な報酬により、取締役の職務執行の適法性が確保されるものと考えております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

取締役の報酬等の額につきましては、有価証券報告書及び事業報告において総額開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役職、業績等を勘案して決定しております。取締役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の第100回定時株主総会において年額180百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない)と決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、監査役の要望により、監査室・経営戦略企画室・戦略法務室が、当該監査役の監査業務を補助する体制としております。また、取締役会などの重要な会議の開催に際しても、経営戦略企画室が事前に資料の配布及び説明を実施し、またその他の主要事項についても経営戦略企画室その他の担当セクションから、都度、報告・説明等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

〈グループ全体経営におけるコーポレート・ガバナンス体制〉

当社グループは、「経営の監督機能と執行機能」を明確に区分する持株会社体制を採用し、的確・適正な業務執行を担保する「グループ会社管理規程」により、各事業会社の経営情報の事前協議や報告を義務付けるとともに、以下の会議体を設置しております。

(中期経営戦略策定委員会)

当社グループは、中期目標の達成に向けて今後の戦略の方向性、当社グループの「あるべき姿」を描き、新たな企業価値の創出を行うことを目的として、中期経営戦略策定委員会を原則として月2回開催しております。中期経営戦略策定委員会は、当社社長、当社経営戦略企画室長及び別途指名された当社及び当社グループ会社の役員員をもって構成されております。中期経営戦略策定委員会では、中期経営戦略並びにその具体的施策に関する議題等を討議しております。

(グループ経営会議)

当社グループは、グループ全体の意思統一を図ることを目的とし、グループ経営会議を開催しております(平成26年度は部門別会議を年6回開催いたしました。)。グループ経営会議は、当社社長、当社取締役並びに別途指名されたグループ会社の取締役及び役員員で構成されております。グループ経営会議では、グループ全体の具体的施策や営業・生産・管理の各部門に関する課題等を討議しております。

(CSR委員会)

当社グループは、当社及び当社グループ会社の全社員のCSRの確実な実践を支援・指導することを目的として、CSR委員会を原則として年2回開催しております(平成26年度は年2回開催いたしました。)。CSR委員会は、当社社長、当社取締役並びに別途指名されたグループ会社の取締役及び役員員で構成されております。CSR委員会では、内部統制、コンプライアンスに関わる課題等を討議しております。

〈当社におけるコーポレート・ガバナンス体制〉

当社は、監査役会及び会計監査人設置会社であり、以下の会議体等を設置しております。

(取締役・取締役会)

当社の経営の監督機能としては取締役会があり、代表取締役及び各担当取締役の職務執行に対する監督を行っております。当社の取締役の員数は、本書提出日において6名であり、その内1名は社外取締役であります。取締役会は原則として毎月1回開催しております。代表取締役及び各担当取締役は、法令・定款・取締役会規則で定める重要な業務を、取締役会での事前決議を経た上で、執行しております。

(監査役・監査役会)

当社の経営の監査機能としては監査役(会)があり、各監査役が代表取締役及び各担当取締役の職務執行に対する監査を行っております。当社の監査役の員数は、本書提出日において監査役4名であり、その内3名は社外監査役であります。監査役は、取締役会及びグループ経営会議等重要な会議に出席し、意見を述べる等によって、代表取締役及び各担当取締役の職務執行に対する監査を行っております。

(会計監査人)

当社の経営の監査機能としては会計監査人があり、会計監査人として新日本有限責任監査法人を選任しております。当社は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の施行以来、新日本有限責任監査法人との間で継続して監査契約を締結し、会計監査を受けております。なお、有価証券報告書には、業務を執行した公認会計士の氏名・監査業務にかかる補助者の構成を表示しております。

(監査室)

当社は、執行機能から独立した内部監査部門である監査室を設置しております。監査室は、グループ各社への内部監査実施毎の監査役への内容報告、並びに監査役の依頼に基づく内部監査の実施、必要に応じた会合の開催等を通じて監査役と常に連携を保ち、監査役の監査機能の強化の一端を担っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

〈グループ全体経営におけるコーポレート・ガバナンス体制〉

当社グループは、持株会社が「グループ会社管理規程」に基づき子会社である各事業会社に対する監督機能を担い、子会社である各事業会社が事業の執行機能を担う当該体制が、グループ経営における「経営の監督機能と執行機能」を明確に区分する最善の方策と考え、併せて持株会社がグループの経営方針、中長期経営計画等政策の策定によるグループ全体経営の意思決定機能を担うことが、透明性があり、かつ機動的・スピーディーな経営を実践する上で最善の方策と考えることから、当該体制を採用しております。

〈当社におけるコーポレート・ガバナンス体制〉

当社は、業務執行に対する取締役会による監督と、監査役会による監査の二重の経営監視機能により、透明性があり、かつ機動的・スピーディーな経営の実現が可能となると判断し、当該体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日より早い日程で株主総会を開催しております。
その他	当社は、当社ウェブサイト(http://www.oenon.jp/)に招集通知等を掲載しております。

2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを制定し、当社ウェブサイト(http://www.oenon.jp/)に掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	「個人投資家向け会社説明会」を年2回開催することとしております。内容としては、当社グループの概要、主要事業についての特徴、決算の概要・業績予想を主に説明しております。説明は、代表取締役社長自らがスライドを用いて行い、質問に際しても代表取締役社長自らが回答しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び期末決算後に年2回、「決算説明会」を行っております。内容としては、決算の概要・業績予想を中心に、状況に応じて、直近の重点課題や中長期の経営戦略などを説明しております。説明は、代表取締役社長自らがスライドを用いて行い、質問に際しても代表取締役社長自らが回答しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信・四半期決算(英訳を含む)、インベスターズガイド、株主総会招集通知、株主総会決議通知、有価証券報告書、オエノンレター(報告書)、株価情報、株式情報等を当社ウェブサイト(http://www.oenon.jp/)に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社は、コーポレートコミュニケーション室を設置し、これに対応しております。	
その他	当社は、IR活動を経営の重要事項と位置づけていることから、各取締役自らが、年数十回のアナリスト・機関投資家からのインタビューの申込に対して積極的に対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、「自然の恵みを活かし、バイオ技術をベースに、人々に食の楽しさと健やかな暮らしを提供します。」を企業理念に掲げております。また、当社は、お客様に「安心」「安全」をお届けすることを第一に考え、普遍の概念である「顧客志向」「収益志向」を追求し、「将来価値の共創」を通じて、経営品質の向上、ひいてはグループ企業価値の最大化を図ることを経営の基本としております。これらの企業理念等を、毎年度の経営方針に記載するとともに、行動原則として全グループ社員に配布しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR委員会を設置し、CSRにグループ全体として広く取り組んでおります。また、CSRを意識した戦略的法務を推進するため、戦略法務室を設置しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、グループ会社全体の窓口として、「お客様センター」を設置し、お客様からのお申し出にタイムリーに対応し、双方向性のある情報提供を行っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「内部統制システムの構築に関する基本方針(内部統制基本方針)」を取締役会において決議し、内部統制システムを整備しております。その内容は、以下のとおりであります。

<基本的な考え方>

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制を整備する。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の取締役及び別途指名されたグループ会社の取締役その他の役員で構成するCSR委員会を設置する。CSR委員会は、当社グループ全体のコンプライアンス・マネジメントや食品企業としての安全衛生環境確立等についての方針及び対応策を策定し、当社グループの取締役及び使用人がコンプライアンス等を確実に実践することを支援・指導する。

また、当社は、執行機能から独立した内部監査部門として監査室を設置する。監査室は、CSR委員会と連携のうえ、客観的視点を以て当社グループ全体のコンプライアンスの状況を監査し、監査結果をCSR委員会委員長及び当社の監査役に報告する。

さらに、当社は、不正行為の撲滅のため、内部通報制度を設け、社内において様々な手段を以て認知度を高め、通報が容易にできる環境を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書取扱規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報(電磁的媒体による記録を含む)の保存・管理に関する体制を確保する。これとともに、取締役及び監査役が、保存・保管された情報を常時閲覧することができる体制を確保する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務分掌規程、グループ会社管理規程に基づき、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、各責任部署においてリスクの管理を行い、リスクの低減及びその未然防止を図るものとする。これとともに、CSR委員会を設置し、当社グループのリスクマネジメントの状況について、定期的、不定期なレビューを行い、当社グループ全体の業務運営上及び経営戦略上のリスクを統括して管理するものとする。

また、当社は、緊急事態発生時に、CSR委員会委員長がCSR委員会を招集し、損失の拡大を最小限に止める体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会規則、職務責任権限規程、業務分掌規程を定め、取締役及び使用人との間での責任と権限の範囲を明確にし、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を確保する。

当社は、取締役会の審議の活性化及び監督機能の強化のため、社外取締役を選任する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ経営会議、CSR委員会の開催等を通じて、当社とグループ会社間で経営情報を共有化する体制を構築する。

当社は、グループ会社管理規程に基づき、当社グループの経営方針及び中長期経営計画等必要な政策を立案する。また、当該政策に基づき、グループ会社の管理・支配を行い、当社グループにおける業務の適正な運営に努める。

当社は、当社の監査役による監査に加え、監査室による内部監査を実施する。必要に応じて、グループ会社の取締役又は監査役に当社の取締役、監査役又は使用人を選任し、当社グループにおける業務の適正を確保する体制を構築する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人(以下「補助使用人」という)を置くことを求めた場合における当該補助使用人に関する事項並びにその補助使用人の取締役からの独立性及びその補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、当社の監査役から補助使用人を置くことを求められた場合、専属の補助使用人を配置する体制を整備する。

補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に関する決定については、予め当社の監査役の同意を得るものとする。

補助使用人は、当社の監査役の職務を補助するにあたって、当社の監査役の指揮命令にのみ服するものとする。

7. 監査役に報告するための体制

当社は、当社の監査役が、取締役会のほか、グループ経営会議、CSR委員会等重要会議へ出席をし、意見の表明を行うことができる体制を構築する。

これとともに、当社の取締役及び使用人、グループ会社の取締役、監査役及び使用人が、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事実、内部通報制度に基づき通報された事実等を直ちに当社の監査役に報告をする体制を整備する。

当社は、当社の監査役が、必要に応じて、当社の取締役及び使用人、グループ会社の取締役、監査役及び使用人に対して、報告を求めることができる体制を構築する。

これとともに、当社の監査役に当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないよう必要な措置を講ずるものとする。

8. その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社の監査役が、代表取締役・会計監査人との定期的及び不定期の会合並びに監査室と連携を取り合うことにより、監査の実効性を確保する体制を整備する。

当社は、当社の監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

9. 反社会的勢力による被害を防止するための体制

当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断するために、反社会的勢力に対して、経営戦略企画室を統括対応部署とし、弁護士・警察等の外部専門機関と連携を図り、グループ全体として毅然とした姿勢で組織的に対応する体制を整備する。

<整備状況>

当社は、内部統制基本方針に基づき内部統制システムの体制を整備し、継続的に見直しを行っております。

平成27年5月29日開催の取締役会における内部統制基本方針改定の決議を受け、新たな体制の整備に取り組んでおります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

内部統制基本方針9.に基づき、当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断するために、経営戦略企画室を統括対応部署とし、弁護士・警察等の外部専門機関と連携を図り、反社会的勢力に対してグループ全体として組織的に毅然とした姿勢で対応する体制を整備しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」について次のとおり取締役会において決議しております。

1. 株式会社の支配に関する基本方針

当社グループは、機動的な事業展開による最適経営を可能とする持株会社体制の下、酒類事業や酵素医薬品事業等の分野において、発酵技術等を核とする「バイオテクノロジー」をベースとした事業活動を展開しております。

具体的には「顧客志向」と「収益志向」を経営の基本に据えたグループ経営を徹底し、中長期的な経営戦略に基づき企業価値の向上に努めることにより、業容の拡大、収益力の強化を図っております。

今後もこれらの取組みを継続しながら、株主の皆様、お客様をはじめとした取引先との関係を永続的に維持・発展させ、安定的な経営を行うことにより、当社及び当社グループ全体の持続的な企業価値向上並びに当社株主の皆様をはじめとするあらゆるステークホルダーの共同の利益を確保することを会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針としております。

2. 基本方針の実現に資する取組み

ア. 企業価値の最大化に向けた経営戦略

当社グループは、「自然の恵みを活かし、バイオ技術をベースに、人々に食の楽しさと健やかな暮らしを提供します。」というグループ企業理念の下、酒類事業や酵素医薬品事業等の分野において、発酵技術等を核とする「バイオテクノロジー」をベースとした事業活動を展開しております。その中で、お客様に「安心」・「安全」をお届けすることを第一に考え、普遍の概念である「顧客志向」と「収益志向」を追求し、「将来価値の共創」を通じて、経営品質の向上、ひいてはグループ企業価値の最大化を図ることを経営の基本としております。

イ. コーポレート・ガバナンスの強化による企業価値の最大化

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために不可欠な仕組みである「コーポレート・ガバナンスの強化」を重要な課題として取り組んでおります。

ウ. 不適切な支配防止のための取組み

当社は、平成25年3月22日開催の定時株主総会における株主の皆様のご承認を受け、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のため、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(以下「本大規模買付ルール」といいます。)を更新しております。

本大規模買付ルールは、株主の皆様をはじめとしたステークホルダーが適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、当社取締役会が代替案を提示し、必要に応じて大規模買付者と交渉をする等の対応が可能となる時間・機会を確保することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。本大規模買付ルールの具体的な内容につきましては、当社ウェブサイト(<http://www.oenon.jp/>)をご参照ください。

当社取締役会が、大規模買付行為の内容を評価・検討し、大規模買付者との協議・交渉の結果、一定の対抗措置をとることが相当であると判断した場合には、評価期間の開始又は終了の有無を問わず、新株予約権の発行等、会社法その他法令及び当社の定款が取締役会の権限として認める対応措置をとることがあります。

本大規模買付ルールは、以下のように合理性が担保されており、上記基本方針に沿うものであります。

(ア)本大規模買付ルールは、買収防衛策に関する指針及び法令・判例等の要件等を踏まえた内容であります。

(イ)本大規模買付ルールは、株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって導入されております。

(ウ)本大規模買付ルールは、株主総会の承認可決を条件として更新されたものであること、対抗措置の実施について株主の皆様のご意思を確認させていただく場合もあること及び有効期間は3年間とするサンセット条項が付されており、かつ有効期間満了前であっても株主総会において廃止することが可能であることから、本大規模買付ルール存続の適否には株主の皆様のご意向が確認され、反映されることとなっております。

(エ)取締役会の恣意的判断を排除し、本大規模買付ルールの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置しております。また、同委員会の判断の概要については、情報開示することとし、本大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

(オ)対抗措置は、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(カ)デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではなく、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によっても本大規模買付ルールを廃止することが可能であります。

3. 基本方針の実現に資する取組みについての当社取締役の判断及びその判断に係る理由

上記2. 基本方針の実現に資する取組みは、いずれも、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上を目的とするものであります。その結果として、当社の企業価値及び株主の共同の利益を著しく損なう大量買付者が現れる危険性を低減するものとなり、上記1. 株式会社の支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。また、当該取組みは、当社の企業価値を向上させるものであることから、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社取締役の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

〈適時開示体制の概要〉

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりであります。

1. 情報の管理について

当社は当社内での情報のほか持株会社という特性上、グループ会社管理規程に基づき、グループ会社から当社グループの運営・業務・財政状態及び経営成績等に影響を与える重要事項の決定または発生について、定期的または随時に所要事項を報告するものとしております。これに従い、グループ経営会議や日常の事業活動を通じて、重要な政策決定等の経営情報は経営戦略企画室の統括によりこれら情報を管理しております。

2. 社内チェック機能について

上記の報告、連絡により集約された情報は、経営戦略企画室、関係セクション、関係会社で内容の検証、チェック等を行った後、情報取扱責任者（総務担当取締役）とともに代表取締役社長へ報告がなされ、取締役会による決定を必要とする事項、取締役会において報告すべき事項については、取締役会に上程されます。

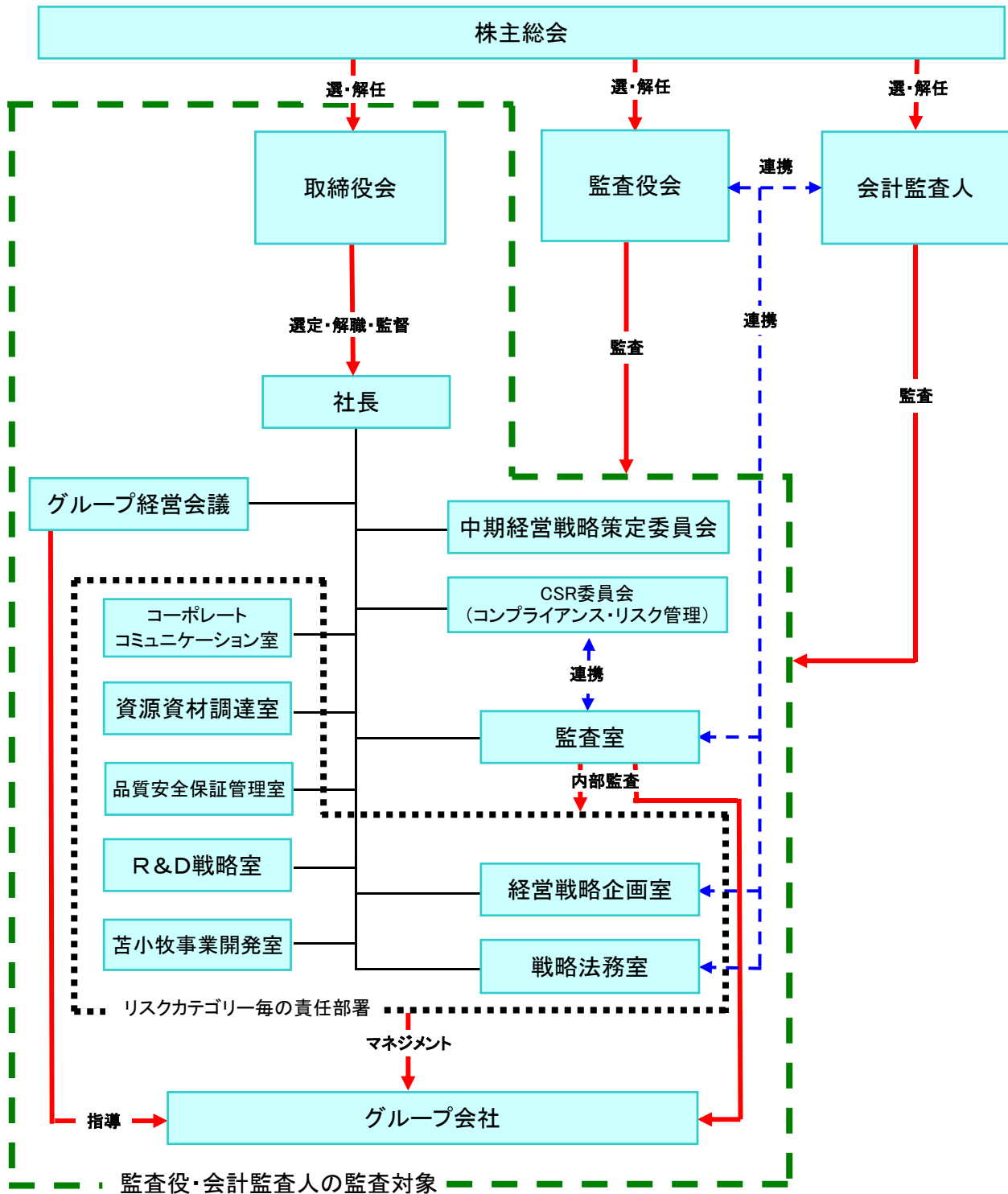
なお、適正な情報のチェック、管理について、必要に応じて社外専門家のアドバイスをしております。

3. 適時開示について

取締役会において決議、報告された事項または発生した重要事実については、金融商品取引法等の諸法令及び東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に則り、適時開示すべきと判断した事項について、迅速な情報開示を行っております。

なお、当該情報はTDnet、EDINETその他によるプレスリリース及び当社ウェブサイト(<http://www.oenon.jp/>)で開示しております。

【参考資料①:コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【参考資料②:会社情報の適時開示に係る社内体制の概略図】

